

令和4年度鳥取県非住宅木造建築拡大推進事業

県産材を利用した県内民間非住宅の木造化、内外装木質化を支援し、県産材の利用促進を図る事業になります。

※本事業のうち1の(1)は、全国木材組合連合会助成事業「JAS構造材実証支援事業」との併用が可能です。併用される場合の本事業申請先は、鳥取県木材協同組合連合会になります。

1. 事業の内容

(1) 県産材を構造材に10m³以上使用する非住宅の新築等をする者に県産材の材料代に係る経費を補助 (県単独事業)

補助単価4.5万円/m³ 補助上限額135万円/m³/件 (最大30m³まで)

(2) 県産材0.05m³以上を使用する非住宅の内外装木質化又は什器を製作等する者に県産材使用に係る経費を補助 (国費を含む事業)

補助率 1/3、上限事業費200万円/件 (補助上限額約66万円/件)

(木育スペース設置の場合は、補助率 1/2、県産木製おもちゃも補助対象)

(1) と (2) は原則併用不可 (建築物木材利用促進協定を締結している場合を除く。)

2. 支援対象

建築主、設計者、施工者 (※)

※設計者、施工者が補助金を受領する場合は、建築主の承諾を得てください。(様式第7号参照)

要綱及び様式は
県庁公式ホームページ
「とりネット」からダウンロードできます。



<https://www.pref.tottori.lg.jp/303970.htm>

3. 採択要件

- ・当該建築物の県産材活用に係る広報 (写真の提供、ホームページ掲載等)、とっとりカーボンストレージの認証に係る申請、その他県産材の普及活動に協力すること。
 - ・建築基準法等関係法令を遵守し施工されたものであること。
 - ・内外装木質化等の場合は県内事業者が施工 (製作) したものであること。
 - ・実施計画の承認を受けてから着手 (木材の発注) するものであること。
 - ・木造化の場合、玄関、エントランスホール、受付等県民の目に触れやすい部分において、県産材による構造材現し又は内外装木質化等に努めること。
- ※他の補助金と併用の可否については、御相談ください。

4. 募集期間

令和5年2月14日まで (予算の範囲内)

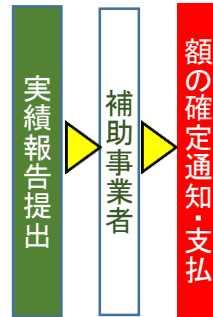
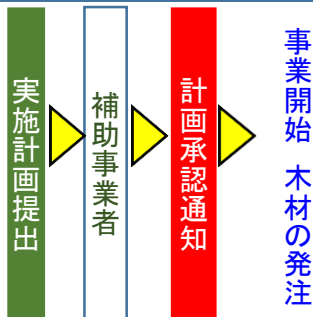
※募集期間は予算の状況により前倒しで終了する場合があります。

補助事業者に実施計画申請書及び実施計画書を提出し、承認を受けてください。

① 実施計画書を提出し、補助事業者の承認を受けてから、事業を開始 (木材の発注) します。

② 計画承認通知に記載された期限までに交付申請書を提出し、交付決定を受けます。

③ 事業完了後30日以内に、実績報告書を提出し、審査、額を確定し、補助金を支払います。



【お問い合わせ、申請窓口】

JAS構造材実証支援事業併用あり
JAS構造材実証支援事業併用なし
制度に関すること

鳥取県木材協同組合連合会 (電話0858-71-0524)
一般社団法人鳥取県木造住宅推進協議会 (電話0857-30-0278)
鳥取県農林水産部県産材・林産振興課 (電話0857-26-7307)